

メンタルヘルス不調の労働者の 治療と仕事の両立支援

京都産業保健総合支援センター

両立支援促進員

保健師 飯村 麻紀

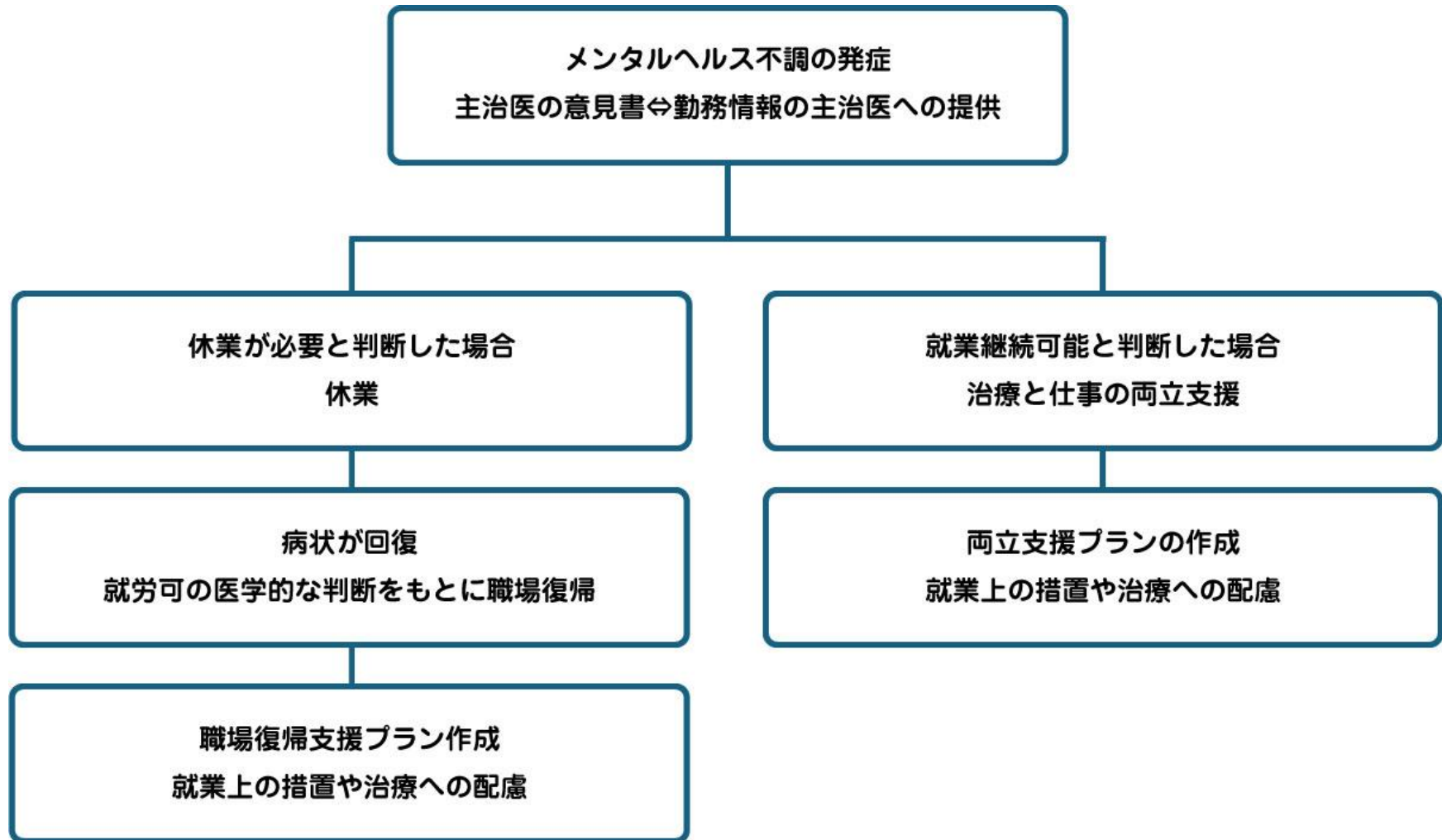


本日の予定

1. メンタルヘルス不調の労働者の対応
2. 治療と仕事の両立支援
3. 両立支援促進員の活動



メンタルヘルス不調の労働者の対応



メンタルヘルス不調対応の戸惑い

研修を受けても
資料を見ても
実際どうすれば
よいか...

わからない
まま対応し
ているよう
で不安...

産業保健職と
いっても精神科
の専門ではない
のに...

相談しようにも
そもそも何に困っ
ているのかうまく
言葉にできない



治療と仕事の両立支援の定義

病気を抱えながらも働く意欲・能力のある労働者が、
仕事を理由として治療機会を逃すことなく、
また治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げ
られることなく、
適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる
社会を目指す取り組み

治療と仕事の両立支援ナビ

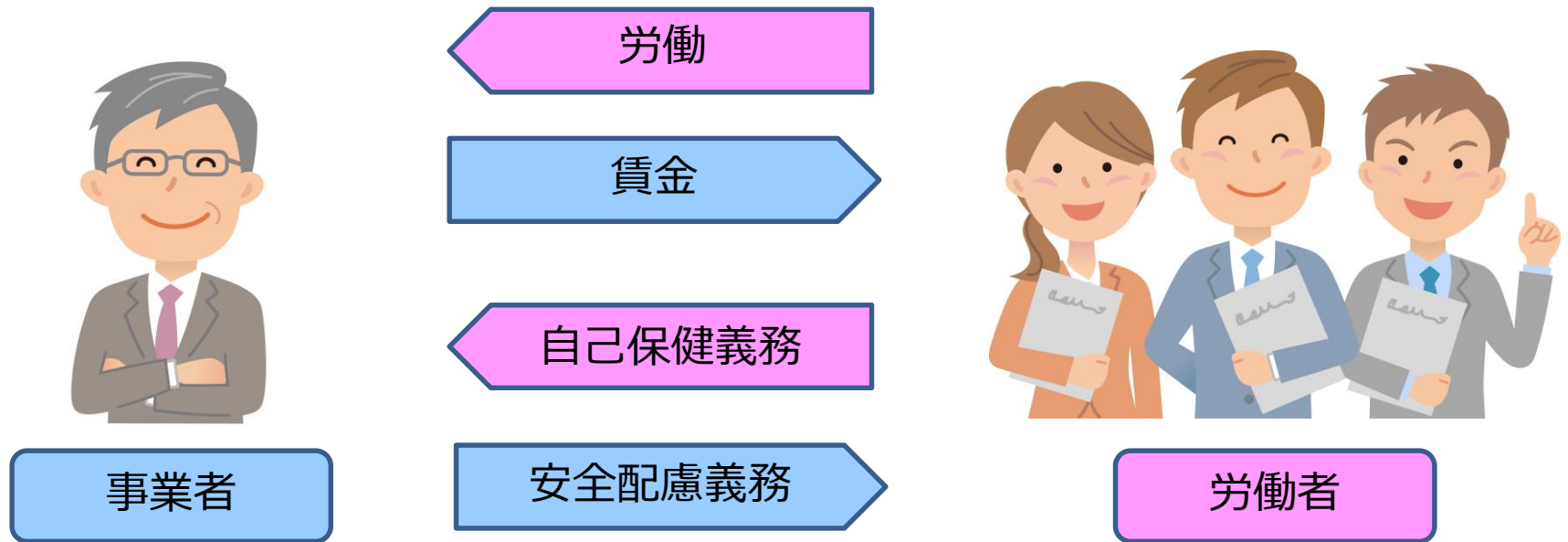


治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

- 両立支援の進め方、留意事項、準備事項、参考になる書式等が記載
- ガイドライン、および書式はダウンロードして利用可能

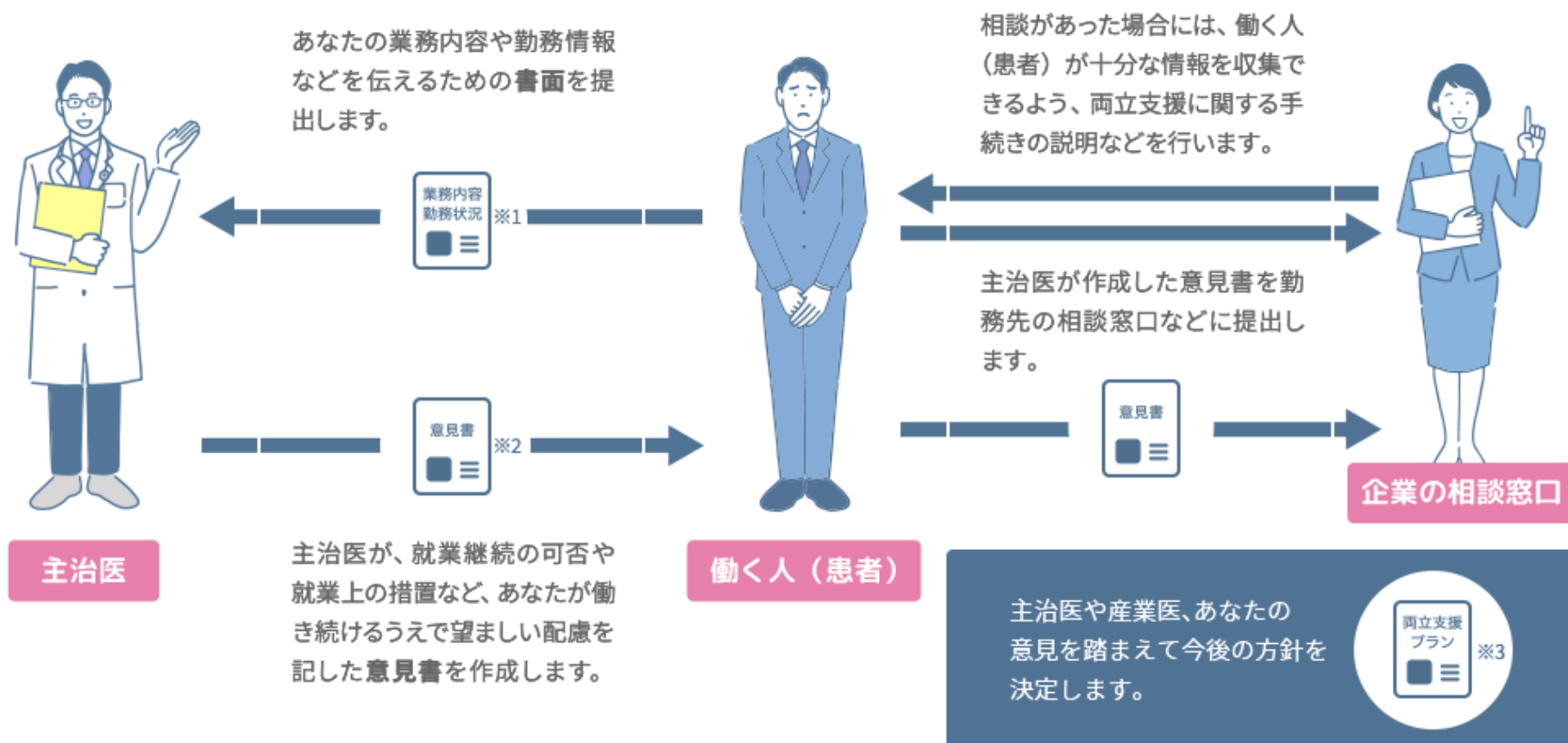


事業者の義務と労働者の義務

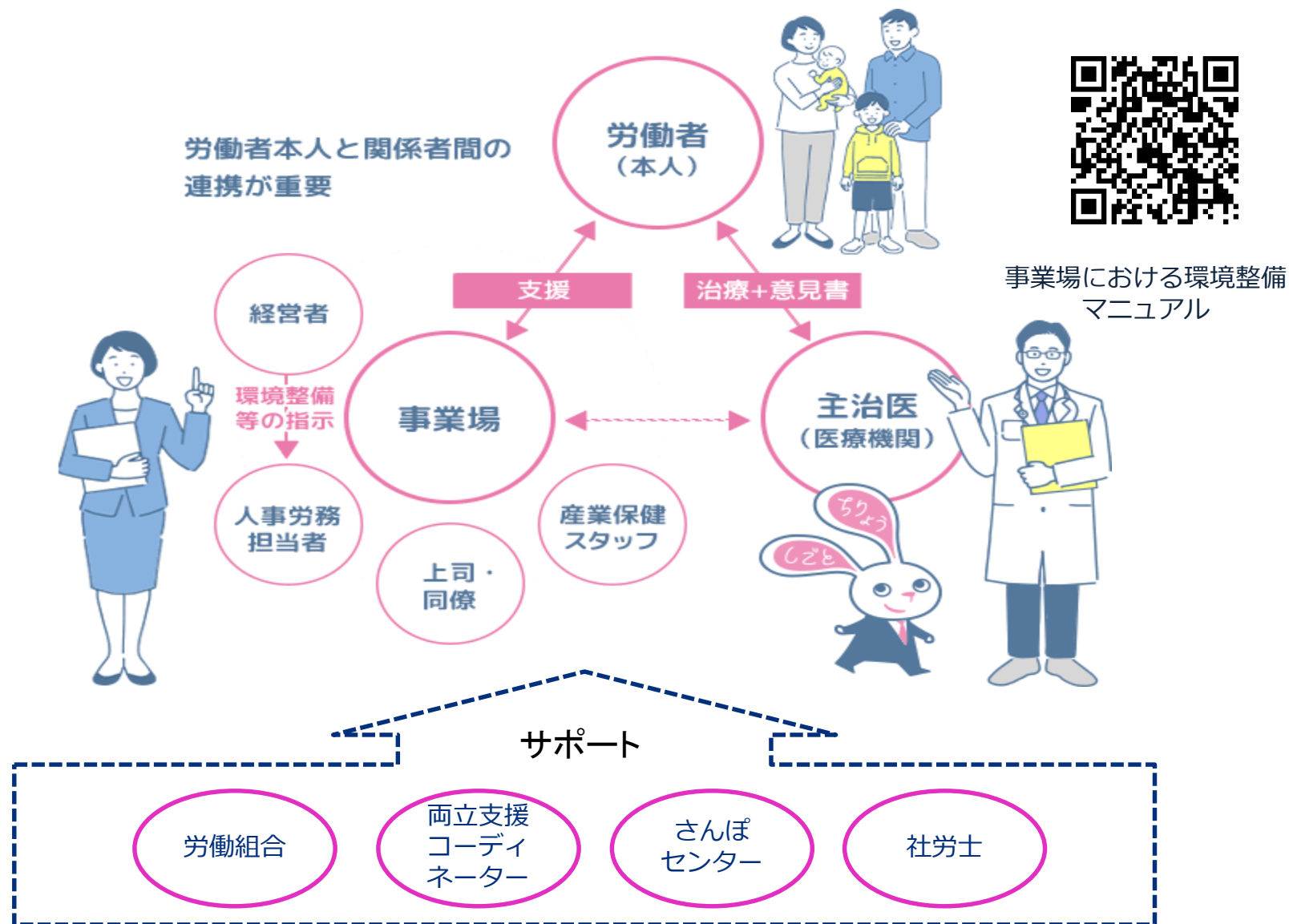


労働災害は事業者責任、私傷病は自己保健義務

両立支援の実際



両立支援を支える職場環境



両立支援促進員の活動



1. 両立支援に関する個別調整支援
2. 相談対応
3. 啓発セミナー
4. 事業場への個別訪問支援

※がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、難病等、
反復・継続して治療が必要となる疾病が対象

(短期で治癒する疾病は対象としない)

※2024年度よりメンタルヘルスも対象疾患となり、
両立支援促進員の名称もメンタルヘルス対策・両立
支援促進員に変更



個別調整支援

- 両立支援促進員が、事業場に出向いて個別の患者（社員）に係る健康管理について、事業者と患者（社員）の間の仕事と治療の両立に関する調整支援を行い、両立支援プラン・職場復帰支援プランの作成を助言、支援します
- 支援の実施に当たっては、ご本人、事業場の同意が必要になります
- 保健師、看護師、社会保険労務士、キャリアコンサルタント等の専門職が対応します



メンタルヘルス不調の労働者の対応

- 就業規則と復職についての基準などのルールの共有
- 組織内での役割分担と相談窓口の明確化
- 言語化、可視化、共有
- 両立支援プランの策定
- 医療との連携
- 相談先の確保
- 疾患やコミュニケーションに関する基本知識
- 自分の価値観の確認



ご清聴ありがとうございました

視聴後はアンケートの回答に
ご協力をお願いいたします